

第1期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

広島市中区紙屋町一丁目3番8号
ひろぎんホールディングス本社ビル
4階大ホール

本社ビル竣工に伴い、本社が移転しておりますので、
お間違のないようお願い申し上げます。

目次

第1期定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使方法のご案内	4
(株主総会参考書類)	
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	7
第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件	11
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件	12
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件	13
(添付書類)	
第1期事業報告	15
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

【「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に関するお知らせ】

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、本定時株主総会におきましては、極力当日のご出席を見合わせられ、書面またはインターネットにて議決権をご行使されますことを強くご推奨いたします。
- 特に、ご高齢の株主さま、基礎疾患がおありの株主さま、妊娠中の株主さま、ご体調のすぐれない株主さまは、当日のご出席について、慎重にご判断をいただきますようお願い申し上げます。
- 会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が100席となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- 株主総会当日にはライブ配信を予定しており、パソコンやスマートフォンでご視聴いただけます。
- なお、当社ではお土産のご用意はございません。

(詳細は2頁をご参照ください。)

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

株主総会は、株主の皆さまと私たち役員との貴重な対話の場であり、また本総会はひろぎんホールディングスとして初めての総会となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、株主の皆さまにおかれましては、開催当日のご体調ならびに感染拡大の状況や政府の発表内容等にご留意の上、当日のご来場には慎重なご判断をいただきますとともに、インターネット等による議決権の事前行使にご協力をいただきますようお願い申し上げます。



代表取締役会長

いけだ こうじ
池田 晃治

代表取締役社長

へや とし お
部谷 俊雄

経営理念

経営ビジョン

お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、
地域社会の豊かな未来の創造に貢献します

行動規範

ひろぎんホールディングスは、5つの行動規範に基づいて、
地域社会と共に共通価値を創造し、持続可能な社会の実現に努めます

1

地域社会と共に歩み、その発展に積極的に貢献します

2

お客さまの視点に立って考動し、豊かな人生と事業の成長に貢献します

3

企業価値の持続的な向上に努めます

4

誰もが健康で明るく働きたいのある企業グループをつくりたい

5

高いレベルのコンプライアンスを実践します

【「新型コロナウイルス感染症」の感染予防に向けた対応について】

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、議決権の事前行使を強く推奨いたしますとともに、下記の通りご案内いたしますので、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・お土産ならびにキッズ・ルームのご用意はございません。
- ・会場の座席の間隔を広げることから、ご用意できる席数が100席となります。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。
- ・マスクの着用ならびにアルコール消毒のご協力をお願いいたします。
- ・ご来場時に検温（サーモグラフィ等）を実施いたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・当日会場にご来場いただけない株主さまの為に、株主総会の様子をインターネットで配信（ライブ配信による視聴のみ）いたします。株主さまのプライバシーには、十分に配慮して運営いたしますが、予めご了承いただきますようお願いいたします。

【株主総会の様子（ライブ配信による視聴のみ）】



配信予定：2021年6月25日（金）10:00～株主総会が終了次第、配信終了
<https://youtu.be/5a916x3ozmo>

（※視聴に伴う通信費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。）

- ・なお、感染拡大の状況や政府の発表内容等により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.hirogin-hd.co.jp/>）においてお知らせいたしますので、ご確認をいただきますようお願い申し上げます。

以上

株主各位

証券コード：7337
2021年6月4日

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社ひろぎんホールディングス

代表取締役社長 部 谷 俊 雄

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2021年6月25日（金曜日）午前10時
場 所	広島市中区紙屋町一丁目3番8号 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール
目 的 事 項	報告事項 第1期（2020年10月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の 監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任 の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等 の額設定の件 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

議決権行使方法のご案内

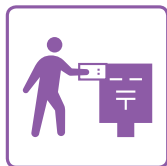
株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時・場所 2021年6月25日（金曜日）午前10時
ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、郵送にてご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権行使

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

詳細は5頁から6頁をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin-hd.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - 事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 連結計算書類の「連結計算書類の作成方針」、「連結株主資本等変動計算書」および「連結計算書類の注記」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「計算書類の注記」
 したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.hirogin-hd.co.jp/>）に掲載させていただきます。



インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について

インターネットにより議決権行使をされる場合は、以下の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

議決権行使サイト ▶

<https://evote.tr.mufg.jp/>



インターネットによる議決権行使は、

2021年6月24日（木曜日）午後5時まで

受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

！ ご注意事項

- 毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

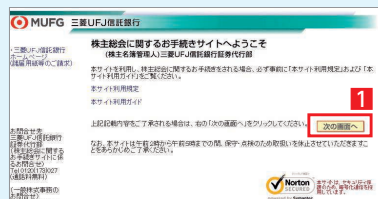
システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

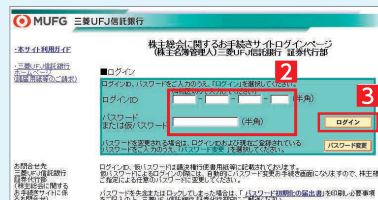
☎ 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）



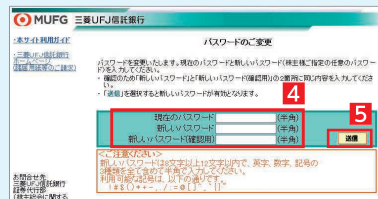
パソコンの場合



1 「次の画面へ」をクリック



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力
- 3 「ログイン」をクリック



- 4 現在のパスワードを「現在のパスワード入力欄」に、新しいパスワードを「新しいパスワード入力欄」と「新しいパスワード（確認用）入力欄」の両方に入力。
- 5 「送信」をクリック

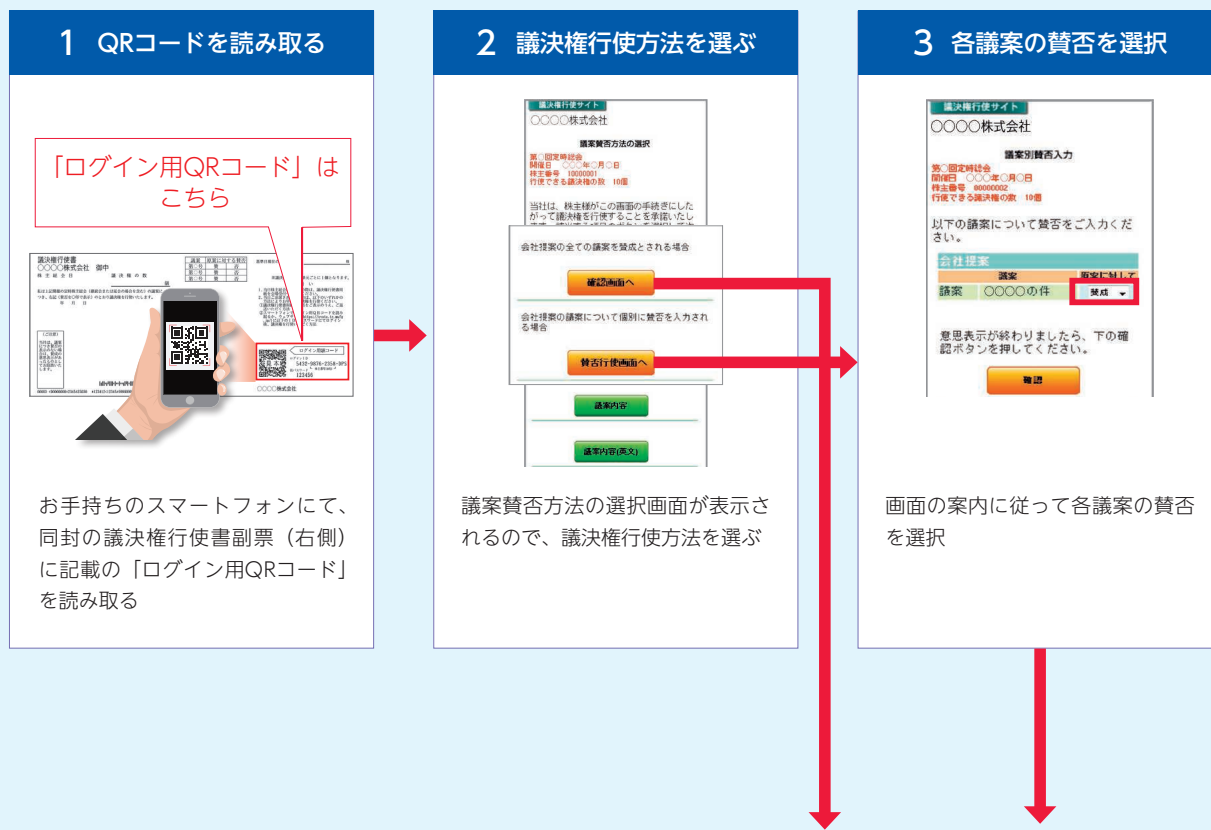
議決権電子行使プラットフォームについて（機関投資家の皆さまへ）

株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームから議決権を行使いただけます。

スマートフォン・タブレットの場合

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）5名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会で検討がなされましたが、会社法の規定に基づき記載すべき特段の事項はございません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における 現在の地位	取締役会への出席状況 (2020年度)
1	再任 池田 晃治	取締役会長（代表取締役）	100% (7回/7回)
2	再任 部谷 俊雄	取締役社長（代表取締役）	100% (7回/7回)
3	再任 尾木 朗	取締役専務執行役員	100% (7回/7回)
4	再任 清宗 一男	取締役常務執行役員	100% (7回/7回)
5	再任 刈屋田 史嗣	取締役常務執行役員	100% (7回/7回)

1

いけだ こうじ
池田 晃治

1953年9月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1977年 4月	株式会社広島銀行入行	2018年 6月	同取締役会長（代表取締役） （現任）
2006年 4月	同執行役員福山営業本部本部長	2020年 10月	当社取締役会長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	同常務執行役員福山営業本部 本部長		
2009年 4月	同常務執行役員総合企画部長		
2009年 6月	同常務取締役総合企画部長		
2011年 4月	同常務取締役		
2012年 6月	同取締役頭取（代表取締役）		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役会長（代表取締役）
広島商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

1977年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、株式会社広島銀行の代表取締役頭取を6年、代表取締役会長を3年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況
100%（7回／7回）

■ 所有する当社の株式数
15,800株

2

へ や と し お
部谷 俊雄

1960年5月1日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1983年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 10月	当社取締役社長（代表取締役） （現任）
2008年 4月	同広島東支店長		
2011年 4月	同総合企画部長		
2013年 4月	同執行役員本店営業部本部長		
2015年 4月	同常務執行役員本店営業部本部長		
2016年 4月	同常務執行役員		
2016年 6月	同取締役常務執行役員		
2018年 6月	同取締役頭取（代表取締役） （現任）		

（重要な兼職の状況）

株式会社広島銀行取締役頭取（代表取締役）
（担当）
秘書室長、デジタルイノベーション部長

取締役候補者とした理由

1983年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

また、株式会社広島銀行の代表取締役頭取を3年務めており、経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。



■ 取締役会への出席状況
100%（7回／7回）

■ 所有する当社の株式数
8,061株

3

おぎ あきら
尾木 朗

1963年7月3日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 4月	同取締役専務執行役員（現任）
2008年 4月	同営業統括部営業企画室長	2020年 10月	当社取締役専務執行役員（現任）
2013年 4月	同広支店長		
2015年 4月	同人事総務部長		（重要な兼職の状況）
2016年 4月	同総合企画部長		株式会社広島銀行取締役専務執行役員
2017年 4月	同執行役員総合企画部長		（担当）
2018年 10月	同常務執行役員		経営企画部長、デジタルイノベーション部長補佐
2019年 6月	同取締役常務執行役員		

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（7回／7回）

■ 所有する当社の株式数
10,500株

4

きよむね かず お
清宗 一男

1963年2月8日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	同取締役常務執行役員（現任）
2008年 10月	同営業統括部融資企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員（現任）
2010年 4月	同融資企画部融資企画室長		
2013年 4月	同本川支店長		
2015年 4月	同大手町支店長		（重要な兼職の状況）
2018年 4月	同執行役員呉支店長兼呉市役所出張所長		株式会社広島銀行取締役常務執行役員
2020年 4月	同常務執行役員		（担当）
			グループ営業戦略部長

取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に営業部門、企画部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。



■ 取締役会への出席状況
100%（7回／7回）

■ 所有する当社の株式数
6,200株

5

かりやだ ふみつぐ
荻屋田 史嗣

1965年3月23日生

再任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月	株式会社広島銀行入行	2020年 6月	ひろぎん証券株式会社取締役社長（代表取締役）（現任）
2007年 6月	同総合企画部企画室長	2020年 10月	当社取締役常務執行役員（現任）
2012年 4月	同古市支店長		
2014年 4月	同営業統括部副部长		
2015年 4月	同営業統括部長		
2018年 4月	同執行役員東京支店長		
2020年 4月	同常務執行役員 ひろぎん証券株式会社顧問		

（重要な兼職の状況）



■ 取締役会への出席状況
100%（7回／7回）

■ 所有する当社の株式数
16,200株

取締役候補者とした理由

1987年より当社グループの一員として、主に企画部門、営業部門を歩み、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、各候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役 片山 仁は、2021年6月25日をもって辞任しますので、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

えき ゆう じ
益 裕治 1963年8月13日生

新任

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月	株式会社広島銀行入行	2016年 4 月	同広島東支店長
2003年 6 月	同人事総務部担当課長	2019年 4 月	同リスク統括部理事
2007年 10 月	同宮内支店長	2019年 6 月	同常任監査役
2010年 10 月	同五日市八幡支店長	2020年 10 月	同常勤監査役（現任）
2013年 4 月	同秘書室長		



■ 取締役会への出席状況

—

■ 所有する当社の株式数
6,100株

監査等委員である取締役候補者とした理由

1986年より当社グループの一員として、主に人事部門、営業部門を歩み、2019年6月より株式会社広島銀行監査役に就任。豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を社会的信頼に応える良質なコーポレートガバナンス体制の確立に活かすことが期待できるため、監査等委員である取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は法令に定める最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合は、候補者との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について当該保険契約によって補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。本議案が承認可決された場合は、候補者が当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 候補者は、現在、株式会社広島銀行の常勤監査役であり、本議案が承認可決された場合は、同日をもって、株式会社広島銀行の常勤監査役を辞任する予定であります。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第1項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額につきまして、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額のうち金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額200百万円以内とし、また、将来的な選任への備えとして、社外取締役についてはそのうち年額30百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、当社のグループ指名・報酬諮問委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給の時期等は、グループ指名・報酬諮問委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものといたします。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告29頁から31頁に記載のとおりであります。本議案に基づく報酬等は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定されておりません。また、本議案は、当該方針に基づいて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等を賄うのに十分であり、当社と規模・事業内容を同じくする他社の株主総会決議による報酬限度額に鑑みても相応のものであることから、相当なものであると判断しております。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役は0名）であり、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は0名）となります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条第2項におきまして、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査等委員である取締役の報酬等のうち金銭で支給するものの総額は年額100百万円以内とすることを定めております。

つきましては、本総会終結後の当社の監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、改めてご承認いただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬額のうち金銭で支給するものを、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に検討した結果、引き続き年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案については、当社のグループ指名・報酬諮問委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案につきましては、監査等委員である取締役全員から、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

監査等委員である各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

本議案は、監査等委員である取締役の現行の報酬等を賄うのに十分であり、当社と規模・事業内容を同じくする他社の株主総会決議による監査等委員である取締役の報酬限度額に鑑みても相応のものであることから、相当なものであると判断しております。

現在の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）となります。

(ご参考)

配当金について

当社は、定款の規定により、2021年5月12日開催の取締役会において、配当目安テーブルに基づき次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1

期末配当金

1株当たり12円

2

効力発生日（支払開始日）

2021年6月28日

【配当の基本的な考え方】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施してまいります。

また、内部留保につきましては、効率的な運用を行うことで、経営基盤の拡充や経営体質の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

なお、株式会社広島銀行が1株当たり12円の間接配当を実施しており、当社の期末配当金と合計した場合、年間配当金は1株当たり24円となります。

安定配当

安定的な配当の実施の観点から、1株当たり年18円を支払います。

業績連動型の配当

親会社株主に帰属する当期純利益に連動した配当金を支払います。

配当目安テーブル（年間）

親会社株主に帰属する当期純利益	1株当たりの配当金額（円）			連結配当性向
	① 安定配当	② 業績連動配当	① + ②	
330億円超～	18	18	36	～34.1%未満
300億円超～330億円以下		15	33	31.2%以上～34.4%未満
270億円超～300億円以下		12	30	31.2%以上～34.7%未満
240億円超～270億円以下		9	27	31.2%以上～35.1%未満
210億円超～240億円以下		6	24	31.2%以上～35.7%未満
180億円超～210億円以下		3	21	31.2%以上～36.4%未満
～180億円以下		0	18	31.2%以上～

以上

第1期 (2020年10月1日から 2021年3月31日まで) 事業報告

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、銀行持株会社である当社及び株式会社広島銀行（以下、「広島銀行」といいます。）を含む連結子会社10社から構成される企業集団であり、広島県、岡山県、山口県及び愛媛県の地元4県を主要な地盤として、銀行業務に加え、証券業務、リース業務、投資業務、各種コンサルティング業務等を通じて、地域の皆さまに金融分野、非金融分野も含めた総合サービスを提供しております。

また、2021年4月1日には、非金融子会社2社を設立し、金融連結子会社9社、非金融連結子会社3社体制となり、これまで以上にお客さまのニーズにお応えできる体制が整っております。

〔金融経済環境〕

2020年度のがわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大により世界経済が減速する中、大きな影響を受けました。前半は、輸出・生産の大幅な減少や営業自粛が影響し企業業績が大きく落ち込んだほか、雇用・所得環境や消費マインドの悪化を背景に個人消費が大きく落ち込むなど、極めて厳しい状況が続きました。後半には、感染拡大の沈静化を受けて景気は一旦持ち直しつつありましたが、年度末にかけては感染が再拡大する中で景気の減速感が再び強まるなど、依然として先行き不透明な状況が続いています。

当地方の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が停滞する中、主力の自動車を中心に輸出や生産が低水準で推移し、企業業績も低調に推移しました。また、雇用・所得環境の悪化や消費者マインドの低下などから個人消費が低調に推移するなど、景気は全体として厳しい状況が続きました。

〔企業集団の事業の経過及び成果〕

当社は、2020年10月1日に、広島銀行の単独株式移転により設立されました。新たなグループ経営形態のもと、グループ一体経営及びグループ内連携を更に強化するとともに、グループ各社の特長・強みを活かすことで、グループシナジーの最大化を図り、「地域社会及び地域のお客さまへの更なる貢献」と「当社グループの持続的成長及び企業価値の向上」の実現を図ってまいります。

また、このような当社グループが目指す姿を社内外に明確に示すため、経営理念（経営ビジョン）を「お客さまに寄り添い、信頼される〈地域総合サービスグループ〉として、地域社会の豊かな未来の創造に貢献します」とし、新たなブランドスローガンを「未来を、ひろげる。」としました。

この経営理念の実現に向け、当社グループでは、2020年10月から2024年3月までを計画期間とする「中期計画2020」を策定しました。当年度は「中期計画2020」の初年度として、ポテンシャル（経済規模・成長機会等）のある広島を中心とした地元4県マーケットにおいて、業務軸及び顧客軸の深化・拡大を図る中、地域社会・お客さまのあらゆる課題の解決に徹底的に取り組み、地域の発展に積極的にコミットするため、各種取組みを進めてまいりました。また、このような取組みを通じて「SDGs」の達成への貢献を図ってまいりました。

中期計画に係る具体的な取組みは以下の通りです。

①地域活性化に向けた地域社会の課題解決への取組み

（地域活性化に向けた取組み）

現在、地域における人口の減少や中小企業の後継者不足など、多くの問題が顕在化しており、地域社会の構造的な課題の解決が求められる状況となっております。

そうした中、当社グループでは、新たに地域社会の構造的な課題の解決に資するコンサルティング子会社「ひろぎんエリアデザイン株式会社」を設立（2021年4月設立）することといたしました。今後、地域活性化に向けたコンサルティング業務の推進のほか、地方公共団体や関係団体等とのリレーションを一層深める中、「まちづくり」への積極的な関与や地域社会の根本的な課題解決に向けた取組みをより一層強化してまいります。

また、地域の雇用維持・創出に向けて、地元のお客さまに対し貸出金にとどまらないエクイティ性資金を出資するなど、事業承継や事業再生支援を積極的に実施したほか、「広島オープンアクセラレーター」をはじめとしたスタートアップ・新規事業創出支援を実施いたしました。

加えて、地元企業と連携し「広島空港特定運営事業」に参画するなど、観光振興に向けた取組みを展開するとともに、再開発プロジェクトに対する資金支援など、地域開発案件に積極的に参画いたしました。

②お客さまの成長への貢献に向けたグループ各社のコア業務の深化とグループ一体となった業務領域の拡大（新たな収益分野の確立）

当社グループでは、マーケットインの徹底に向け、お客さまとのリレーションの深化・拡大を図る中、グループ連携の一層の強化を通じた幅広いソリューション提供により、お客さまの成長への貢献を図っております。

（法人のお客さまへの取組み）

法人のお客さまに対しては、その事業の発展に貢献するため、広島銀行が強みとする事業性評価を軸とした強固なリレーションに基づき、お客さまの多様なニーズの把握に努めるとともに、把握したニーズに対し金融にとどまらないグループソリューションの提供を実施いたしました。特に、広島銀行においては、新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対して、資金繰り支援に加え、事業計画の策定・実行支援や本業支援を含む総合的な伴走型支援を実施いたしました。

また、カーボンニュートラルに向けたグリーン化設備の導入など、お客さまの多様な設備ニーズに対するグループソリューションの更なる強化に向け、持分法適用関連会社であったひろぎんリース株式会社を完全子会社化いたしました。

加えて、デジタルトランスフォーメーションが急速に進展する中で、IT関連分野におけるお客さまニーズに対し、ITコンサルティングを通じて最適なソリューションを提供し、経営課題を解決していくため、株式会社マイティネットが会社分割により設立したIT関連企業「ひろぎんITソリューションズ株式会社」の株式を取得（子会社化）いたしました。

更に、現在、地域の中小企業経営者が抱えている人材確保や働き方改革等の人事労務に関する経営課題に対し、最適なソリューションを提供するため、人事労務に関するコンサルティング業務を展開する「ひろぎんヒューマンリソース株式会社」を新たに設立（2021年4月設立）することといたしました。

（個人のお客さまへの取組み）

個人のお客さまに対しては、お客さま本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実践する中、広島銀行やひろぎん証券株式会社を中心に、お客さまのライフプランに則った資産管理型ビジネスを展開いたしました。特に、高齢化の進展に伴い今後も高いニーズが想定される相続分野においては、遺言信託や遺産整理業務をはじめとしたコンサルティング型信託商品に加え、認知症等による生前の財産管理に関するご不安やご家族の財産管理ニーズに幅広く対応できる信託新商品「〈ひろぎん〉 家族みまもり信託」の取扱いを開始するなど、その取組みに注力してまいりました。

また、住宅ローンの配偶者要件にLGBTの同性パートナーを加えるなど、商品提供を通じたジェンダーダイバーシティの推進も行っております。

加えて、2020年6月に広島銀行にて取扱いを開始したスマホ決済サービス「こいPay」をはじめとしたキャッシュレスサービスを拡大するなど、デジタル技術を活用したサービス展開を図りました。

（店舗・チャンネルに係る取組み）

キャッシュレスの進展やコロナ禍によるお客さまの行動変化を受け、店舗やATMの在り方も変化してきております。そのような中、当社グループでは、お客さまに対するコンサルティング機能が最大限発揮できる店舗機能への見直しを進めております。具体的には、広島銀行とひろぎん証券株式会社との共同店舗を拡大したほか、個人ローンセンターへの保険相談ブース設置など、より専門性の高いソリューションを提供する本部チャンネルを拡充いたしました。

また、株式会社中国銀行とのATM利用手数料無料化の提携を行ったほか、低稼働のATMを見直しするなど、ATMの効率化を推進いたしました。

③地域社会・お客さまの持続的成長を支えるための安定した経営基盤の確立

当社グループでは、地域と地域のお客さまの成長に、将来に亘り貢献し続けるために、安定した経営基盤の確立に向け、デジタル技術を活用した構造改革や、持続可能な成長を支える強い組織づくりに取り組んでまいりました。

(構造改革に係る取組み)

今般の持株会社体制への移行を契機に、当社が統括機能を発揮し、グループ各社の業務プロセスの抜本的な見直しを通じた経費削減に取り組みました。広島銀行においては、店頭タブレット等の活用やスマホによる非対面手続きの拡充など、店舗における営業事務の抜本的な見直しを実施いたしました。

(人財育成・働き方改革に係る取組み)

持続可能な成長を支える強い組織づくりにおいては、当社グループの全職員が、その能力や専門性をいかに発揮し、高いモチベーションとエンゲージメントを持ち、いきいきと働ける組織づくりが重要になります。そこで、当社グループでは、グループ内の人財交流をはじめとした人財の戦略的配置に加え、グループ一体となった社内研修の実施等の人財育成にも注力しました。また、女性職員の適材適所での積極登用に加え、コンサルティング会社等からの専門性の高いキャリア人財の採用を実施いたしました。加えて、ポストコロナ・ウィズコロナ時代における柔軟で働きやすく、かつ生産性の高い職場環境の構築に向け、モバイルパソコンを配付するなど、在宅勤務を含む新たな勤務形態が可能な環境整備を行いました。

(リスクアペタイト・フレームワークへの取組み)

当社グループでは、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、リスクアセット対比の収益性を重視した経営に向け、グループ各社にリスクアセットベースでの資本配賦を実施いたしました。

このような取組みの結果、2020年度の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

【当社グループの連結業績等】

当社グループの連結業績につきましては、単独株式移転により完全子会社となった広島銀行の連結経営成績を引き継いで作成しております。

連結経常収益は1,154億円、連結経常費用は844億円となりました。その結果、連結経常利益は310億円、親会社株主に帰属する当期純利益は215億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が6兆4,808億円、預金等（譲渡性預金を含む）が8兆6,700億円となりました。

【株主還元】

当社は、地域総合サービスグループとして地域社会やお客さまのあらゆる課題解決に徹底的に取り組み、地域の持続的成長に貢献していくため、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施し、連結配当性向を31%～36%程度とするよう配当目安テーブルを設定しております。

この方針に基づき当年度は、1株につき12円00銭の期末配当の実施を決議しました。

【広島銀行の業績と主要勘定期末残高】

広島銀行の業績につきましては、経常収益は、国債等債券売却益の減少によるその他業務収益の減少及び株式等売却益の減少によるその他経常収益の減少を主因として、前年度比101億円減少の1,108億円となりました。経常費用は、国債等債券売却損の減少によるその他業務費用の減少を主因として、前年度比37億円減少の797億円となりました。その結果、経常利益は前年度比64億円減少の310億円、当期純利益は前年度比18億円減少の223億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、貸出金が前年度末比611億円増加の6兆5,408億円、預金等（譲渡性預金を含む）が前年度末比9,906億円増加の8兆6,996億円となりました。

今後も当社が中心となって、グループ連携強化によるグループシナジーの発揮及びグループガバナンスの高度化を図ってまいります。

〔対処すべき課題〕

当社グループを取り巻く経営環境は、国内の人口減少・高齢化による地域経済の縮小に加え、マイナス金利政策の長期化による収益環境の悪化や異業種参入による競争の激化など、厳しい環境が継続しています。

一方で、足元の社会環境に目を向けますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした企業や人々の価値観及び生活様式の大きな変化に加え、昨年も各地で豪雨災害が発生するなど、大規模な自然災害が頻発しており、気候変動問題が顕在化しています。このことから、感染拡大への対応と並行して、気候変動問題への対処が社会における喫緊の課題となっています。これらの課題に対する取組みを通じて、デジタル化及びグリーン化の流れは、今後ますます加速していくものと思われます。

このような状況下、当社グループでは、グループの持続的成長はもとより、地域に根差した企業グループとして、地域経済の更なる発展、成長に資するため、地域社会・お客さまの課題解決に向け、以下の取組みを進めてまいります。

① コロナ禍を受けた地域社会・お客さまの本業支援など金融をベースとした取組みの強化

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当社グループの地元4県(広島・岡山・山口・愛媛)においても、活動自粛に伴う個人消費の低迷により、小売・サービス業、特に飲食・宿泊・観光業において、甚大な影響が生じています。

当社グループは、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして、グループ各社の金融サービスの提供やコンサルティング機能の更なる発揮による本業支援を通じて、地域社会・お客さまを支援し、その発展に向け、社会的使命を果たしてまいります。

② コア業務の深化と業務領域の拡大

2020年10月の持株会社体制移行後、地域社会・お客さまの課題やニーズに対する幅広いソリューションの提供に向け、IT関連事業会社の子会社化及び非金融分野の新会社2社の設立に向けた取組みなど、グループストラクチャーの高度化を進めてまいりました。

今後は、事業性評価や世帯の資産管理などにより把握したお客さまの課題やニーズに対し、金融ソリューションに加え、外部とのアライアンスを含めた各社の非金融ソリューションの提供を通じて、地域社会・お客さまの豊かな未来に向けて、事業や生活をトータルサポートしてまいります。

具体的には、事業を営むお客さまに対しては、引き続き円滑な資金仲介機能を発揮するとともに、事業承継支援や人事労務及び業務効率化・生産性向上に係る課題解決支援など、将来に向けた事業展開をサポートしてまいります。また、個人のお客さまに対しては、銀証連携の一層の強化を通じた資金運用コンサルティングに加え、ライフプランのトータルサポートに向けた非金融分野における新たなサービス展開を進めてまいります。

また、政府におけるデジタル化及びグリーン化に向けた対応が進められる中、地域においても、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素社会の実現に向けた取組みが急務となっています。こうした状況を踏まえ、当社グループでは、地域のデジタルトランスフォーメーションやIT化支援とお取引先企業の環境配慮型経営に向けた取組支援を通じて、地域の持続的な成長に貢献してまいります。

③経営基盤の確立

当社グループは、金融インフラとしての機能を果たし、地域社会・お客さまの課題解決に資する積極的なリスクテイクを可能とする強固な財務基盤の構築に向け、抜本的な業務プロセスの見直しや業務のデジタル化を通じた生産性の向上を実現してまいります。加えて、グループ一体での与信管理、システムリスク管理など、内部管理態勢の高度化を図ってまいります。

また、気候変動によって発生する自然災害が地域経済及び当社グループにとっての大きなリスクとなっていることを踏まえ、当該リスクが当社グループの事業・財務内容に与える影響を把握・分析するとともに、グループ内におけるカーボンニュートラル及びグリーン化への取組強化を進めてまいります。

こうした取組みを通じて、当社グループの持続的成長を実現するとともに、金融は勿論、非金融分野を含めたあらゆるニーズにお応えできる〈地域総合サービスグループ〉として、ステークホルダーの未来をひろげていきたいと考えております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	—	—	—	115,478
経常利益	—	—	—	31,042
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	21,574
包括利益	—	—	—	43,243
純資産額	—	—	—	516,880
総資産	—	—	—	11,009,572

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度以前の状況については記載しておりません。

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
営業収益	—	—	—	10,397
受取配当額	—	—	—	9,400
銀行業を営む子会社	—	—	—	9,400
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	9,435
1株当たり当期純利益	—	—	—	円 銭 30 30
総資産	—	—	—	448,191
銀行業を営む子会社株式等	—	—	—	424,909
その他の子会社株式等	—	—	—	15,184

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 当社は、2020年10月1日設立のため、2019年度以前の状況については記載しておりません。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他の事業
使用人数	3,143人	670人

(注) 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員数を記載しています。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

株式会社広島銀行

① 営業所数

			当年度末	
広	島	県	130 ^店	うち出張所 (10)
岡	山	県	10	(ー)
山	口	県	7	(ー)
島	根	県	1	(ー)
愛	媛	県	6	(ー)
福	岡	県	2	(ー)
兵	庫	県	2	(ー)
大	阪	府	1	(ー)
愛	知	県	1	(ー)
東	京	都	1	(ー)
国	内	計	161	(10)
海		外	—	(ー)
合		計	161	(10)

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、代理店を次のとおり設置しております。

		当年度末
駐在員事務所		4カ所
代理店		2カ所

② 当年度新設営業所

該当ありません。

③ 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
ひろぎん証券株式会社	広島県広島市中区立町2番30号	金融商品取引業務
iBankマーケティング株式会社	福岡県福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

□ その他の事業

会社名	主要な営業所
株式会社ひろぎんホールディングス	本社（広島市）

上記以外のその他の事業の営業所等の状況につきましては、「(6) 重要な親会社及び子会社等の状況、□ 子会社等の状況」をご参照ください。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他の事業	合計
設備投資の総額	23,265	333	23,598

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	会社名	設備の内容	投資金額
銀 行 業	株式会社広島銀行	新本社	20,441
	株式会社広島銀行	店舗	1,312
	株式会社広島銀行	事務所他	1,511

(注) 金額の記載は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	銀行業務	百万円 54,573	% 100.00	
ひろぎん証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	百万円 5,000	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	百万円 500	% 100.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース・オートリース業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん キャピタルパートナーズ 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	投資業務	百万円 100	% 100.00	
ひろぎん ITソリューションズ 株式会社	広島市西区草津新町 一丁目21番35号	IT関連業務	百万円 100	% 80.00	
ひろぎん ビジネスサービス 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	担保不動産の評価業務、連 結決算・印刷・製本業務等	百万円 20	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん リートマネジメント 株式会社	広島市南区西蟹屋 一丁目1番7号	資産運用業務	百万円 150	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発行業務、 消費者ローン等の信用保証 業務	百万円 80	% 100.00 (100.00)	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の信用保証業 務	百万円 30	% 100.00 (100.00)	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率の（ ）内は、間接議決権比率であります。
4. 当社の連結される子会社は10社であります。
5. 2021年4月1日付で、ひろぎんエリアデザイン株式会社（100%出資）及びひろぎんヒューマンリソース株式会社（100%出資）を設立いたしました。

重要な業務提携の概要

該当ありません。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日付で、本社を広島県広島市中区紙屋町一丁目3番8号に移転いたしました。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田晃治	取締役会長（代表取締役）	株式会社広島銀行 取締役会長（代表取締役） 広島商工会議所 会頭	
部谷俊雄	取締役社長（代表取締役） 秘書室長 デジタルイノベーション部長	株式会社広島銀行 取締役頭取（代表取締役）	
尾木朗	取締役専務執行役員 経営企画部長・業務統括部長 デジタルイノベーション部長補佐	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員	
清宗一男	取締役常務執行役員 グループ営業戦略部長	株式会社広島銀行 取締役常務執行役員	
刈屋田史嗣	取締役常務執行役員	ひろぎん証券株式会社 取締役社長（代表取締役）	
片山仁	取締役（監査等委員）（常勤）		
前田香織	取締役（監査等委員）（社外）	広島市立大学情報科学部 長・大学院情報科学研究科 長、教授	
高橋義則	取締役（監査等委員）（社外）		公認会計士
三浦惺	取締役（監査等委員）（社外）	日本生命保険相互会社 取締役（社外）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の前田香織、高橋義則及び三浦惺は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）の高橋義則は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）の前田香織、高橋義則及び三浦惺は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 当社は、常勤の監査等委員を1名選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門及び会計監査人との連携、執行部門からの定期的な報告の受領等を行い、これらの情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
5. 取締役（監査等委員）の前田香織の戸籍上の氏名は、相原香織であります。

6. 2021年4月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
尾 木 朗	取締役専務執行役員 経営企画部長 デジタルイノベーション部長補佐	株式会社広島銀行 取締役専務執行役員	

(参考) 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりです。

(年度末現在)

氏名	地位	担当
深 町 心 一	常務執行役員	経営管理部長
山 下 佳 孝	執行役員	経営監査部長兼経営監査グループ長

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

当社は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）における審議の結果を踏まえ、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めております。

ロ. 当該方針の内容の概要

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は以下のとおりです。

a.基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同様）の報酬等は、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定については、透明性、客観性及び公正性の観点を踏まえ適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬等は、確定金額報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職責に鑑み中立性を確保するため、確定金額報酬のみとする。

なお、当社は、銀行持株会社として、子銀行である株式会社広島銀行と一体的に報酬制度を整備・運用することとし、両社を兼職する場合は、報酬等を一定割合で按分するものとする。

- b.確定金額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

確定金額報酬は、月例の基本報酬とし、当社傘下のグループ会社の役職員の報酬・給与水準及び同規模他社の役員報酬等の状況等を総合的に勘案のうえ、役位別に決定し、在任中定期的に支払うものとする。

- c.業績連動報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意識を高めるため、業績指標を反映した金銭報酬（毎年、一定時期に支給）とし、各事業年度における達成度合いに応じて算出し、役位別に決定するものとする。

具体的には、透明性、客観性及び公正性を確保し、株主等のステークホルダーへの説明責任を十分果たせるものとする観点から、当社の「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績指標とし、取締役会決議により設定した役位別の基準額に、当該業績指標に連動した支給倍率を乗じて算定した業績連動報酬を事業年度終了後に支給する。

なお、業績連動支給倍率は、（別表1）の通りとする。

- d.株式報酬（非金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期等の決定に関する方針を含む）

株式報酬は、役員報酬と当社株価の連動性を明確にするため、役位別に決定する確定金額報酬に一定割合を乗じた額に基づき算出し支払うものとする。株式報酬制度は、役員報酬BIP信託にて運営し、信託期間中、一定のポイントを付与し、取締役に対する株式の交付は、当社および株式会社広島銀行の双方の退任時にポイントの累計値に応じて行うものとする。

ただし、別途定める非違行為等に該当した場合は、当該株式交付相当額の返還を請求することができることとする。

e.金銭報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、銀行持株会社としての経営の安定性・健全性を重視しつつ、当社グループとしての持続的成長・企業価値向上や当社の株式価値向上に向けたインセンティブの観点を織込み、同規模他社の役員報酬の状況等を総合的に勘案し決定するものとする。

f.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の全ての個人別の報酬等の内容は、代表取締役及び独立社外取締役を構成員とするグループ指名・報酬諮問委員会（過半数を独立社外取締役とする）の審議・答申を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

(別表1) 業績連動報酬の業績連動支給倍率

親会社株主に帰属する当期純利益		業績連動支給倍率
330億円超		1.500
300億円超	～ 330億円以下	1.375
270億円超	～ 300億円以下	1.250
240億円超	～ 270億円以下	1.125
210億円超	～ 240億円以下	1.000
180億円超	～ 210億円以下	0.875
150億円超	～ 180億円以下	0.750
120億円超	～ 150億円以下	0.625
90億円超	～ 120億円以下	0.500
60億円超	～ 90億円以下	0.375
60億円以下		—

②取締役の報酬等の総額等

区分	員数 (人)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			確定金額	業績連動	非金銭報酬
取締役（監査等委員である取締役を除く）	5	15	11	—	4
取締役（監査等委員）	4	30	30	—	—

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額10百万円（うち確定金額報酬7百万円、非金銭報酬3百万円）を支払っております。
2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬及び非金銭報酬としております。
- a. 報酬等のうち、金銭で支給するものの総額は、年額200百万円以内としております。（当社定款附則第2条第1項）
- b. 報酬等のうち、非金銭報酬は、株式報酬制度「役員報酬BIP信託」（前記①口.d.参照）に係る株式給付引当金繰入額であります。信託に拠出する信託金の上限金額は、株式会社広島銀行が拠出する金員とあわせて、3事業年度で合計900百万円、また、交付される当社株式の上限は3事業年度で2,600,000株であります。（当社定款附則第2条第3項）
3. 監査等委員である取締役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており金銭で支給するものの総額は、年額100百万円以内としております。（当社定款附則第2条第2項）
4. 当社定款については、2020年6月25日に開催されました株式会社広島銀行の第109期定時株主総会においてご承認いただき、2020年10月1日の当社設立時に成立しております。なお、当社設立時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は4名（うち社外取締役は3名）です。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会が設置したグループ指名・報酬諮問委員会において、報酬水準及び種類別の報酬割合について、適切性・妥当性等の審議を行っているため、取締役会も当社の決定方針に沿うものであると判断しております。ただし、業績連動報酬については、当事業年度は当社設立初年度で半期間しかいないため、導入しておりません。また、当事業年度の個人別の報酬額については、当社設立時の取締役会決議に基づき、代表取締役会長池田晃治及び代表取締役社長部谷俊雄の2名に、個人別の確定金額報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の部門担当について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
片山 仁	当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
前田 香織	
高橋 義則	
三浦 惺	

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当ありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
前田 香織	広島市立大学情報科学部長・大学院情報科学研究科長、教授
高橋 義則	
三浦 惺	日本生命保険相互会社 取締役（社外）

(注) 当社と上記の法人等との間には、記載すべき重要な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される 役割に関して行った職務の概要
前田 香織	6 ヶ月	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。 IT分野における学識者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会ではその分野における専門的な立場から監督、助言等を行うなど社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	在任期間	出席状況、発言状況及び期待される
		役割に関して行った職務の概要
高橋 義則	6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責任を果たしております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
三浦 惺	6ヵ月	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査等委員会7回の全てに出席いたしました。 経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、取締役会では経営の監督と経営全般への助言など社外役員に求められる役割・責任を十分に発揮しております。監査等委員会ではその豊富な知見から適宜必要な発言を行っております。グループ指名・報酬諮問委員会の委員として、就任以降開催された委員会2回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなされる書面決議が1回ありました。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	15 (一)	—

(注) () 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	1,000,000千株
	発行済株式の総数	312,369千株

(自己株式1千株を除く)

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,895千株を含んでおりません。

(2) 当年度末株主数 70,571名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,711千株	5.99%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,663	5.33
明治安田生命保険相互会社	9,504	3.04
損害保険ジャパン株式会社	7,500	2.40
シーピー化成株式会社	7,463	2.38
日本生命保険相互会社	6,042	1.93
住友生命保険相互会社	6,038	1.93
中国電力株式会社	6,004	1.92
ひろぎんホールディングス従業員持株会	5,561	1.78
株式会社福岡銀行	5,500	1.76

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式（1千株）を控除して計算しております。
 なお、自己株式には役員報酬B I P信託が保有する当社株式1,895千株を含んでおりません。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 高山 裕三 指定有限責任社員 森本 洋平 指定有限責任社員 大江 友樹	16	当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である持株会社体制移行に係るコンサルティング業務等を委託し、対価を支払っています。
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		114百万円

- (注) 1. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当年度の監査体制、監査時間数、監査報酬単価等に基づき監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の監査品質確保の観点から相当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

該当ありません。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

該当ありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、会計監査人の解任又は不再任の株主総会議案の提出を検討し、議案の内容を決定します。

6 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社広島銀行	広島市中区紙屋町一丁目3番8号	424,909百万円	448,191百万円

第1期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,580,736	預 金	8,344,597
コールローン及び買入手形	942	譲 渡 性 預 金	325,478
買入金銭債権	7,533	売 現 先 勘 定	255,685
特定取引資産	6,501	債券貸借取引受入担保金	382,445
金銭の信託	45,727	特定取引負債	3,607
有価証券	1,479,829	借 用 金	1,024,872
貸 出 金	6,480,841	外 国 為 替	1,985
外国為替	15,463	信 託 勘 定 借	47
リース債権及びリース投資資産	60,231	そ の 他 負 債	90,468
その他の資産	129,018	退職給付に係る負債	670
有形固定資産	110,904	役員退職慰労引当金	96
建 物	32,609	睡眠預金払戻損失引当金	1,745
土 地	57,242	ポ イ ン ト 引 当 金	137
リ ー ス 資 産	2,031	株 式 給 付 引 当 金	609
建設仮勘定	285	固定資産解体費用引当金	768
その他の有形固定資産	18,734	特 別 法 上 の 引 当 金	28
無形固定資産	9,308	繰 延 税 金 負 債	9,588
ソフトウェア	6,947	再評価に係る繰延税金負債	13,605
の れ ん	675	支 払 承 諾	36,251
その他の無形固定資産	1,685	負債の部合計	10,492,691
退職給付に係る資産	85,864	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,487	資 本 金	60,000
支払承諾見返	36,251	資 本 剰 余 金	25,209
貸倒引当金	△41,072	利 益 剰 余 金	361,215
		自 己 株 式	△1,311
		株 主 資 本 合 計	445,112
		その他有価証券評価差額金	27,327
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,938
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,781
		退職給付に係る調整累計額	18,348
		その他の包括利益累計額合計	71,519
		新 株 予 約 権	126
		非 支 配 株 主 持 分	121
		純資産の部合計	516,880
資産の部合計	11,009,572	負債及び純資産の部合計	11,009,572

第1期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

科 目	金 額	
経常収益		115,478
資金運用収益	71,390	
貸出金利息	58,832	
有価証券利息配当金	10,132	
コールローン利息及び買入手形利息	7	
預け金利息	486	
その他の受入利息	1,931	
信託報酬	128	
役務取引等収益	28,852	
特定取引収益	4,134	
その他業務収益	5,552	
その他経常収益	5,418	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	5,417	
経常費用		84,435
資金調達費用	4,585	
預金利息	1,249	
譲渡性預金利息	41	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△10	
売現先利息	420	
債券貸借取引支払利息	81	
借入金利息	630	
その他の支払利息	2,172	
役務取引等費用	9,456	
その他業務費用	797	
その他経常費用	57,800	
貸倒引当金繰入額	11,796	
その他経常費用	9,736	
その他	2,060	
経常利益		31,042
特別利益		481
固定資産処分益	14	
金融商品取引責任準備金取崩額	9	
段階取得に係る差益	86	
固定資産解体費用引当金戻入益	371	
特別損失		589
固定資産処分損失	149	
減損損失	439	
税金等調整前当期純利益		30,934
法人税、住民税及び事業税	10,360	
法人税等調整額	△1,000	
法人税等合計		9,360
当期純利益		21,574
親会社株主に帰属する当期純利益		21,574

第1期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,061	流動負債	694
現金及び預金	6,159	未払費用	36
未収還付法人税等	1,894	未払法人税等	14
その他流動資産	7	未払消費税等	60
固定資産	440,130	預り金	2
有形固定資産	3	その他流動負債	580
工具、器具及び備品	3	固定負債	9
無形固定資産	14	株式給付引当金	9
ソフトウェア	14	負債の部合計	704
投資その他の資産	440,112	(純資産の部)	
関係会社株式	440,094	株主資本	447,360
繰延税金資産	17	資本金	60,000
		資本剰余金	379,237
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	364,237
		利益剰余金	9,435
		その他利益剰余金	9,435
		繰越利益剰余金	9,435
		自己株式	△1,311
		新株予約権	126
		純資産の部合計	447,487
資産の部合計	448,191	負債及び純資産の部合計	448,191

第1期（2020年10月1日から 2021年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		10,397
関係会社受取配当金	9,400	
関係会社受入手数料	997	
営 業 費 用		563
販売費及び一般管理費	563	
営 業 利 益		9,834
営 業 外 収 益		2
受 取 利 息	0	
雑 収 入	2	
営 業 外 費 用		383
創 立 費	383	
経 常 利 益		9,453
税 引 前 当 期 純 利 益		9,453
法人税、住民税及び事業税	35	
法人税等調整額	△17	
法人税等合計		18
当 期 純 利 益		9,435

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大江 友 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひろぎんホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社ひろぎんホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高山 裕 三 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 森本 洋 平 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大江 友 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ひろぎんホールディングスの2020年10月1日から2021年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年10月1日から2021年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月6日

株式会社 ひろぎんホールディングス 監査等委員会

監査等委員（常勤）	片山	仁	㊟
監査等委員	前田	香織	㊟
監査等委員	高橋	義則	㊟
監査等委員	三浦	惺	㊟

(注) 監査等委員前田香織、高橋義則及び三浦惺は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

【ご参考】 SDGs/ESGへの取組みについて

◆ひろぎんグループは、国連において採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向け、付加価値の高い地域総合サービスの提供を通じて、地域の社会・環境課題の解決と持続的な成長に貢献してまいります

ひろぎんグループSDGs宣言

地域

- 8 経済的繁栄
- 9 産業、科学、技術イノベーション
- 11 持続可能な都市とコミュニティ

・地域社会・経済の活性化への取組み

高齢化

- 1 貧困
- 3 持続可能な健康
- 4 質の高い教育

・高齢化社会に対応した地域総合サービスの提供

人権

- 3 持続可能な健康
- 5 性別平等
- 8 経済的繁栄
- 10 社会的公正
- 16 平和と公正

・ダイバーシティ・インクルージョン
・地域のお客さまが安心して暮らせる社会づくり

環境

- 7 持続可能なエネルギー
- 13 気候変動
- 14 海の豊かさ
- 15 陸の豊かさ

・地球温暖化・気候変動への対応

環境・社会課題の解決に向けた投融资方針

ひろぎんグループでは、脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー事業等の気候変動リスクを低減する取組みや森林資源および絶滅危惧種の保護等の生物多様性の保全に向けた取組み等、**持続可能な環境および社会の実現に資する事業を積極的に支援しております**

方針を策定する事業等

(1) **原則禁止する事業等**

- 核兵器やクラスター弾等の非人道的な兵器の開発・製造を行う先
- 人身売買等の人権侵害や強制労働に関与する先
- 石炭火力発電所の新規建設事業

ただし、例外的に取組みを検討する場合は、各国のエネルギー政策・事情やOECD公的輸出信用アレンジメント等の国際的ガイドラインを踏まえ、個別案件毎の背景・特性等を十分に勘案のうえ、慎重に対応いたします。また、災害時等の非常事態における対応等、やむを得ない場合は、この限りではありません。なお、炭素回収・貯留等の環境に配慮した先進技術は、温室効果ガス排出量の削減へ向けた取組みとして支援いたします。

(2) **積極的に支援する事業等**

- 脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギー事業等の気候変動リスクを低減する取組み等
- 森林資源および絶滅危惧種の保護等の生物多様性保全に向けた取組み等

	～2015年	2016年	2018年	2019年	2020年～
全般				<ul style="list-style-type: none"> ・2019年7月 統合報告書を発行 ・2019年9月 ひろぎんグループSDGs宣言の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年8月 環境・社会課題の解決に向けた投融资方針の公表
環境		<ul style="list-style-type: none"> ・2010年～ ひろぎんの里山植樹・整備活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年～ S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数に選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年2月～ 無通帳口座 スマートe取扱い開始 ・2019年2月（2020年3月）健康経営優良法人に選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月 TCFD提言への賛同を表明 ・2021年2月 新本社ビル竣工
社会		<ul style="list-style-type: none"> ・2016年4月 せとうちDMOへの参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年2月 私募REITの組成 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年5月 広島オープンアクセラレーター の募集開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年1月 SDGs取組支援サービスの取扱い開始
		<ul style="list-style-type: none"> ・2017年～ MSCI日本株女性活躍指数に選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年10月 瀬戸内ブランドコーポレーションがヒルトンホテルの運営受託契約を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年9月 グリーンボンドへの投資 ・2019年9月 ESG金融促進事業への採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年4月 広島大学等が認定するファンドへの出資
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月 社外取締役（女性）1名選任 ・2015年12月 指名・報酬諮問委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年6月 社外取締役1名増員 	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年6月 取締役・執行役員に対する株式報酬制度の導入 		<ul style="list-style-type: none"> ・2020年10月 持株会社体制へ移行（監査等委員会設置会社）

より詳細な情報につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.hirogin-hd.co.jp/csr/pdf/sdgs_esg.pdf）に掲載しております。



株主総会会場ご案内略図



会場 ひろぎんホールディングス本社ビル4階大ホール 広島市中区紙屋町一丁目3番8号
TEL 082-245-5151

本社ビル竣工に伴い、本社が移転しておりますので、お間違のないようお願い申し上げます。

交通

- 広島電鉄
 - ・紙屋町東 下車 徒歩約5分
 - ・本通 下車 徒歩約3分
- アストラムライン
 - ・本通 下車 徒歩約5分

会場

ひろぎんホールディングス
本社ビル4階大ホール

駐車場について

当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

